資料２

北海道医療計画 西胆振地域推進方針【概要】

１　経緯・位置づけ

○　令和６年３月に道において、新たな北海道医療計画（以下、「道計画」という。）が策定されたことに伴い、道計画の地域版となる西胆振地域推進方針（以下、「推進方針」という。）についても、これまでの取組に係る評価や今後の方向性等を検討するとともに、道計画の内容を踏まえながら、令和６年度から令和11年度までを計画期間とする新たな推進方針を策定することとしました。

２　全体構成

○　新たな道計画の内容、これまでの推進方針に係る各専門部会等の取組状況を踏まえ、全体を通して時点修正、直近の公表数値・公表データ等に更新しました。
○　道計画をベースとしているため、道全体の課題や取組等に加え、圏域における課題や取組の方向性等も併せて記載しました。
○　新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、「新興感染症発生・まん延時における医療体制」を新たに記載しました。（第３章第８節）
○　北海道外来医療計画が新たな道計画に統合されたことに伴い、推進方針についても同様に統合して記載しました。（第５章）

構成		備考
第１章　基本的事項	第１節　作成の趣旨 第２節　地域推進方針の名称 第３節　地域推進方針の期間	
第２章　地域の概況	第１節　地勢 第２節　人口の推移 第３節　患者の受療動向等 第４節　医療施設 第５節　医療従事者の年次推移	
第３章　５疾病・６事業、在宅医療に係る医療連携体制	第１節　がんの医療連携体制 第２節　脳卒中の医療連携体制 第３節　心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制 第４節　糖尿病の医療連携体制 第５節　精神疾患の医療連携体制 第６節　救急医療体制 第７節　災害医療体体制第 第８節　新興感染症・まん延時における医療体制 第９節　へき地医療体制 第10節　周産期医療体制 第11節　小児医療体制（小児救急医療を含む） 第12節　在宅医療の提供体制	新設
第４章　地域保健医療対策の推進	第１節　難病対策 第２節　歯科保健医療	
第５章　外来医療機能・対応方針	１　地域の外来医療の状況 ２　患者・医療機関の状況 ３　外来医療機能の現状・課題 ４　課題等の解決に向けた取組 ５　医療機器の共同利用方針 ６　紹介受診重点医療機関の公表	道外来医療計画から統合
第６章　地域推進方針の進行管理		

3　概要

（1）第３章「５疾病・６事業、在宅医療に係る医療連携体制」

疾病・事業等		要旨
５疾病	がん	・がんを死因とする割合［R3］は 27.4%（745 人）で死因の第 1 位。 ・地域全体で生活習慣改善のための対策や喫煙防止対策等の推進、がんの早期発見に向けたがん検診の受診率の向上に向けた取組を推進するとともに、がん診療連携拠点病院等（日鋼記念病院／市立室蘭総合病院／製鉄記念室蘭病院／伊達赤十字病院）と関係医療機関、関係機関等により、診断から在宅医療に至るまでの連携体制の充実に向けた取組を推進する。
	脳卒中	・脳血管疾患を死因とする割合［R3］は 8.3%（223 人）で死因の第 3 位。 ・特定健診等による危険因子の早期発見、疾病の発症・再発予防に向けた普及啓発・早期支援等の対策を推進するとともに、急性期医療を担う医療機関（大川原脳神経外科病院／市立室蘭総合病院）と回復期・維持期医療を担う医療機関、関係医療機関、関係機関等により、発症予防から治療、リハビリテーションに至るまでの連携体制の充実に向けた取組を推進する。
	心筋梗塞等の心血管疾患	・心疾患を死因とする割合［R3］は 16.0%（435 人）で死因の第 2 位。 ・特定健診等による危険因子の早期発見、疾病の発症・再発予防に向けた普及啓発・早期支援等の対策を推進するとともに、急性期医療を担う医療機関（製鉄記念室蘭病院）と回復期・維持期医療を担う医療機関、関係医療機関、関係機関等により、発症予防から治療、リハビリテーションに至るまでの連携体制の充実に向けた取組を推進する。
	糖尿病	・糖尿病は自覚症状がなく進行する病気であるため、定期的な検診受診の必要性、適切な食生活や運動習慣の定着などの普及啓発を推進する。 ・糖尿病医療を担う医療機関と関係機関等により、発症予防から治療までの切れ目のない医療の提供や重症化を予防のため、糖尿病連携手帳等を活用しながら連携体制の充実に向けた取組を推進する。
	精神疾患	・メンタル不調や精神疾患は症状が自覚しにくいため、身近に相談できる市町や保健所の相談機能の強化に努めるとともに、精神疾患が疑われる人の早期受診に向けた受診勧奨等の取組に努める。 ・精神障がい者が住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けられるようにするため、精神科医療機関、保健・医療・福祉関係者の重層的な連携による支援体制の整備を図る。
６事業	救急	・救急車の搬送人員は、コロナ禍による一時的な減少があったものの、平成 24 年の 7,950 人から令和 4 年の 8,081 人と、この間で約 1.6%の増加している。 ・初期救急医療の一部を二次救急医療機関が担っているため、在宅当番医制の充実や二次救急医療機関との役割分担について関係機関等による連携・協議により救急医療体制の維持を図る。
	災害	・過去の有珠山噴火や胆振東部地震の発生、将来的に大規模な自然災害も懸念されているため、災害拠点病院（市立室蘭総合病院／製鉄記念室蘭病院／日鋼記念病院／伊達赤十字病院）を中心とした災害訓練、災害時の情報共有等に活用するＥＭＩＳを含めた研修の実施など、災害医療体制の充実強化を図る。
	新興感染症	・感染症指定医療機関に加え、地域の医療機関においても対応できる医療提供体制の確保を目指すとともに、感染症法に基づき道の感染症対策を総合的に推進するため、感染拡大に応じた保健・医療提供体制の確保等の施策を実施する。
	へき地	・無医地区は 1 市 2 町 5 地区、無医地区に準ずる地区は 2 市町 5 地区。 ・へき地医療拠点病院（伊達赤十字病院）が実施する巡回診療、へき地診療所（豊浦町国民健康保険病院付属礼文華診療所／同病院付属大岸診療所／社会医療法人慈恵会洞湖温泉診療所）により、地域住民の健康保持に対応しており、引き続き、へき地医療体制の維持を図る。

	周産期	・出生数［R4］は 765 人で減少傾向。 ・低出生体重児の割合［R4］は 10.5%で全道よりも高い水準で横ばい傾向。 ・必要な産婦人科医師の確保に努めながら、地域周産期母子医療センター（日鋼記念病院）、製鉄記念室蘭病院と関係医療機関、関係機関等の連携により、安心安全に分娩できる医療体制の維持を図る。
	小児 （小児救急医療）	・小児人口［R5.1］は 15,979 人で減少傾向。 ・将来推計人口では、令和 22 年に 10,737 人まで減少見込。 ・子どもを持つ家族を支援する相談体制の確保のほか、小児医療の中核的役割を担う小児地域医療センター（日鋼記念病院）、小児地域支援病院（製鉄記念室蘭病院）と関係医療機関、関係機関等の連携により、小児救急医療体制の維持を図る。
在宅医療		・高齢化の進行や疾病構造の変化に伴い、地域で療養する患者が今後も増加することから、住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けられるよう、在宅支援診療所、訪問看護事業所等の関係機関の多職種協働による退院から日常療養支援、急変時の対応、看取りまで継続した在宅医療提供体制の構築に努める。

（２）第４章「地域保健医療対策の推進」

分野	要旨
難病対策	・受給者数は、R6.3 で指定難病 1,825 人、特定疾患は国が定める疾病 5 人、道が定める疾病 74 人、小児慢性特定疾患患者 131 人となっており、指定難病 82 機関、小児慢性特定疾患 38 機関の医療機関が治療等を行っている。 ・医療費助成制度の周知とともに、市町・医療・福祉・教育などの関係者によるケア会議や西胆振難病対策地域連絡会議において、療養生活の継続に向けた支援や地域課題の検討を図る。
歯科保健 医療対策	・乳幼児期や学童期では、むし歯は減少傾向にあるものの、成人期・高齢期を含む全てのライフステージで歯・口腔の健康状態の維持・改善に努める。 ・全身疾患と歯周病の関連性、誤嚥性肺炎の予防に重要な口腔ケアの普及啓発に努めるとともに、室蘭市歯科医師会等の関係団体と連携して「8020（ハチマルニイマル）運動」等による歯・口腔の健康づくりの普及啓発に努める。

（３）第５章「外来医療機能・対応方針」

区分	要旨
地域の外来医療の状況	・圏域内の外来医療に係るデータ
患者・医療機関の状況	・圏域内の外来患者の受療動向、病院・診療所の受診状況、診療所に従事する医師の状況
外来医療機能の現状・課題 課題等の解決に向けた取組	・救急（初期救急医療）、在宅医療に係る現状・課題・取組等を記載
医療機器の共同利用方針	・医療機器の共同利用を推進し、圏域内での効率的な医療機器の整備や活用に努める。
紹介受診重点医療機関の公表	・外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るために都道府県ごとに決定する医療機関を公表する。 ・現在、圏域内には指定医療機関はなし。

（４）第６章「地域推進方針の進行管理」

要旨
・各取組等の進捗状況や数値目標等の達成状況の評価を行い、必要に応じて推進方針の見直しを検討